

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

資料 8-2

2(1). 麻しん風しん予防接種第1期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|---------------------------|---|------------------------------|--|
| 千代田区 | 92.0 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 令和3年度よりも未接種者への啓発に係る内容を情報発信する回数を増やした | 4.その他情報発信の時期・回数の見直し | より多い回数の接種勧奨や未接種者への啓発を、1年を通して定期的を実施する |
| | | 6.その他情報発信の手段 | 令和3年度よりも情報発信に利用する媒体を増やした | 6.その他情報発信の手段の見直し | 情報発信に利用する媒体をより増やし、区民の目に触れる機会の増加を狙う |
| 中央区 | 93.9 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付している。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付する。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付している。 | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付する。 |
| 港区 | 90.8 | 1.個別通知の時期・回数 | 1歳の誕生日の前月末に予診票とお知らせを発送しています。該当年齢に達している転入者の場合は申込制のため、転入時の周知が今後の課題です。 | | 同左 |
| | | 6.その他情報発信の手段 | みなと母子手帳アプリを使っている保護者には、忘れないように通知が届きます。アプリの普及率の向上が今後の課題です。 | | 同左 |
| 新宿区 | 95.7 | 5.その他情報発信の内容 | 外国籍の区民の場合、日本人と比べ、接種率が低下している傾向が見られるため、外国語による適切な情報発信が必要 参考:英語の予防接種スケジュール(別添データ⑤) | 11.その他(従前の取り組みは継続。改善措置は未定) | 従前の取り組みは継続予定であるが、接種率の向上に向けた取り組みは6月末時点で未定 |
| | | 6.その他情報発信の手段 | 外国籍の区民の場合、日本人と比べ、接種率が低下している傾向が見られるため、外国語による適切な情報発信が必要 参考:英語の予防接種スケジュール(別添データ⑤) | | |
| 文京区 | 95.5 | 6.その他情報発信の手段 | 予防接種スケジュール管理アプリが活用されていると思われる。 | | 1期については目標を達成しているため、現在の取り組みを引き続き行っていく。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 接種状況が記載された書類を持参していただく場合が多く、的確に接種状況を把握することができた。 | | |
| 台東区 | 93.3 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 4年度は目標達成となったが、3年度までと勧奨方法等に変更はないため、新型コロナウイルス感染症による接種控えの影響が解消されてきたことが要因として考えられる。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 台東区で接種歴の確認が取れていない者のうち、新型コロナウイルス感染症流行下に接種期限を迎えた者に対して、任意接種費用助成制度の案内はがきを発送。 備考:新型コロナウイルス感染症による接種控えをしていた者にその旨申し出いただくよう記載し、一定期間はコロナ延長を認める。 |
| 墨田区 | 96.6 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入手続きを本庁舎で行った場合はワンストップで対応可能となるが、出先機関(出張所など)で手続きを行った場合には改めて区役所に来庁いただくかデジタル申請で行う形となるため予診票を受け渡すタイミングが遅れてしまう。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 母子手帳がない方には、口頭または接種記録を確認できる書類等で接種状況を把握している。海外で接種した海外製のワクチンが統計に入れることができないため、接種率低下の一因となっている。 | | |
| | | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 新型コロナまん延による接種控えにより、標準的なスケジュールで接種をすることができなかった対象者が一定程度想定される。 備考:定量的なデータは無し | | |
| 江東区 | 89.7 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控えにより、年々接種率が低下している。他の定期接種ワクチンについても同様の傾向が見られる。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 新型コロナウイルスによる接種期間延長措置を令和6年度末まで引き続き実施し、接種率向上を図る。HPによる周知や、医療機関あて事務連絡の発出等を行っている。 |
| 品川区 | 94.4 | 11.その他(全般) | MR1期が未接種者である児のこれまでの接種歴を確認したところ、出生から一度もワクチンを受けていない群と1歳以降からワクチンを受けなくなった群に大分された。予防接種に行かなくなった理由としては、ワクチン接種に対する不安や忌避、予診票の紛失、仕事等が多忙で連れて行かなかった等が考えられる。 | 11.その他(手続きの改善) | 「予診票を紛失」した方が容易に再発行を受けることができるよう、従来の窓口請求、郵送請求に加えて、自宅から手続き可能な電子申請を整備し、利便性向上を図った(実施済み)。 |
| | | 2.個別通知の内容の見直し | 「ワクチンに対する不安や忌避」や「仕事等が多忙で連れて行かなかった」に接種の重要性を認識してもらうために、接種の有効性および安全性、未接種による健康上のリスク等を予診票個別通知や接種勧奨通知等を通じてより丁寧に記載する。 | | |
| 目黒区 | 94.1 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者については、保護者からの申し出により予診票を発行しているため、こちらからプッシュ型の通知が出来ていない。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 生後2歳以上から20歳の誕生日の前日までの麻しんに罹ったことがないかたで、今まで一度も麻しん予防接種を受けたことがないかた、または、麻しんに罹ったことがないかたで、麻しん予防接種を1回しか受けていないかたを対象に公費によるMRワクチンの任意接種を行っている。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者については、保護者からの申し出により予診票を発行しているため、こちらからプッシュ型の通知が出来ていない。 | | |
| 大田区 | 95.4 | 1.個別通知の時期・回数 | 第1期については、令和4年度98.6%となっており目標を達成している。要因としては、接種期限が迫る1歳10か月時点での未接種者に対して個別に通知しているのが要因と考える。 | 1.個別通知の時期・回数 | 令和4年度同様、引き続き未接種者に対して個別通知を行う。 |
| 世田谷区 | 95.1 | 特になし | | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 令和5年4月より、接種期限2か月前時点で未接種者の方へ(転入者を含む)勧奨通知を行う。 |
| 渋谷区 | 93.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入届出時にチラシ(予防接種の一覧)を配付しているのみ、予診票の発行は申し出によるので全員に行き渡らず、課題である。 備考:転入を受け付ける窓口(所管部署)が異なるため、連携に課題がある。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入届出時にチラシ(予防接種の一覧)を配付しているのみ、予診票の発行は申し出によるので全員に行き渡らず、課題である。 備考:転入を受け付ける窓口(所管部署)が異なるため、連携に課題がある。 | | |
| | | 11.その他(外国籍の住民への対応) | 予診票など各書類の外国語表記をしておらず、案内が不十分であり課題である。 | | |
| 中野区 | 95.4 | 3.個別通知の手段 | 2ヶ月児に対して予診票一式を送ることで予防接種全体の流れがわかり、接種忘れを防止できている。 | 11.その他(特になし) | 接種率99%なので、引き続き実施していく。 |
| 杉並区 | 95.2 | 1.個別通知の時期・回数 | まもなく2歳となる未接種者に勧奨しており、接種忘れを抑制できている。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 区広報・ホームページに加え、SNSでの情報提供を検討している。 |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(1). 麻しん風しん予防接種第1期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|--------------------------|---|--------------------------|---|
| 豊島区 | 95.6 | 1.個別通知の時期・回数 | 1歳前に1回、2歳前に1回勧奨をしており、接種忘れを抑制できている。 | 5.その他情報発信の内容の見直し | 2歳歯科健診や転入者宛のお知らせ内容を、より接種の必要性が伝わる内容に見直しする。 |
| 北区 | 96.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者へ予防接種の接種歴を確認するお尋ねを個別送付し、回答に基づき接種が必要なワクチンについて予診票を個別送付している。 | 4.その他情報発信の時期・回数の見直し | 風しんの日に合わせて、広報誌へ接種勧奨や任意予防接種の事業を案内する。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者へ予防接種の接種歴を確認するお尋ねを個別送付し、回答に基づき接種が必要なワクチンについて予診票を個別送付している。 | | |
| 荒川区 | 95.4 | 3.個別通知の手段 | 区内協力医療機関で、1歳から1歳3か月未満の間に麻しん風しん第1期の接種を受けた者を対象に、身長と体重を計測する1歳児プ子健診を実施しており、接種予診票と併せて健診受診票を発送している。 備考:令和5年度も引き続き1歳児プ子健診を実施し、麻しん風しんの接種率95%の達成を目指す。 | | |
| 板橋区 | 93.5 | 5.その他情報発信の内容 | MR1期については、高めの接種率を維持できているという保護者は少ないと思われる。接種の意思がうすかったり、外国の方で情報が行き届いていないというケースが考えられるためそのような性質の保護者への情報発信のあり方を検討する。 | 5.その他情報発信の内容の見直し | 予診票の発行以降に接種勧奨する機会としては、個別の勧奨ハガキの発送や予防接種週間におけるチラシの配布等がある。文面や構成を再構築することで勧奨効果の向上が期待できるか再考したい。 |
| 練馬区 | 91.1 | 5.その他情報発信の内容 | 予診票を各世帯に個別発送した。また、転入手続きを行う区民事務所に依頼し、転入者向けに予防接種の案内を配布した。 | 11.その他 () | 令和4年度と同じく、個別発送と転入者への案内等が続けていく。 |
| 足立区 | 90.9 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種対象者の接種状況については、転入届受理する部署で各保健センター及び保健予防課にて手続きが必要である旨案内している。転入者の予診票発行は、窓口の他、郵送による申請でも受け付けている。年間で転入者数は486件(窓口・郵送申請の転入者全件数)になる。(国内、海外含む) 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種対象者の接種状況については、転入届受理する部署で各保健センター及び保健予防課にて手続きが必要である旨案内する。転入者の予診票発行は、窓口の他、郵送による申請でも受け付ける。 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 現地母子健康手帳で接種歴を確認及び取得のうえ、必要な予診票を発行している。すでに接種歴がある場合は、日本で同ワクチンの接種を希望するかの意思確認も行ったうえで対応している。年間で転入者数は486件(窓口・郵送申請の転入者全件数)になる。(国内、海外含む) 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 | 9.海外出生者の転入時の取組 | 現地母子健康手帳で接種歴を確認及び取得のうえ、必要な予診票を発行する。すでに接種歴がある場合は、日本で同ワクチンの接種を希望するかの意思確認も行ったうえで対応する。 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 |
| | | 11.その他 (期限切れに対する任意制度) | 期間が一年間しかないため、接種を忘れてしまい期限が切れてしまったと区民から問合せをいただくことがある。期限が過ぎた場合は、任意公費助成制度を利用してもらい、区民の負担なく接種ができるよう取り組んでいる。 備考:任意公費助成制度は定期接種ではないため、定期接種の接種件数に計上できなくなる。 | 11.その他 (期限切れに対する任意制度) | 期間が一年間しかないため、接種を忘れてしまい期限が切れてしまったと区民から問合せをいただくことがあるため、期限が過ぎた場合は任意公費助成制度を利用してもらい、区民の負担なく接種ができるよう取り組む。 備考:任意公費助成制度は定期接種ではないため、定期接種の接種件数に計上できなくなる。 |
| 葛飾区 | 93.5 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 保護者から予診票の発行依頼等があった際にMRの接種歴を母子手帳から確認しているが、保護者から依頼が無い場合は接種歴を把握することができない。転入手続きの窓口で転入者向けのお知らせを配布し、予診票発行の案内をしている。MR1期を逃している場合は、区単独の任意予防接種でフォローしている。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 保護者から予診票の発行依頼等があった際に、海外でのMRの接種歴を証明書や母子手帳から確認しているが、保護者から依頼が無い場合は接種歴を把握することができない。転入手続きの窓口で転入者向けのお知らせを配布し、予診票発行の案内をしている。MR1期を逃している場合は、区単独の任意予防接種でフォローしている。 | | |
| | | 11.その他 (接種率向上の要因) | 前年度と比べて、新型コロナウイルス感染症の流行による接種控えが解消されたことが接種率向上の理由ではないかと考えられる。 | 11.その他 (令和5年度予定) | 1(1)の回答と同様、例年実施している取り組みを継続して実施予定。 |
| 江戸川区 | 97.5 | 1.個別通知の時期・回数 | 1歳になってからの接種勧奨により、接種忘れを抑制できている。 | | |
| 八王子市 | 98.1 | 1.個別通知の時期・回数 | 新たに接種対象となる月齢の子と2か月後に接種期間が終了となる月齢の子に毎月個別通知を送付しているため。 | | |
| 立川市 | 92.6 | | | | |
| 武蔵野市 | 94.3 | 4.その他情報発信の時期・回数 | むさしのすくすくナビ登録者を対象とした1歳9か月時のメール配信を開始したことにより、接種忘れを抑制できている。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | むさしのすくすくナビの登録者に対してはターゲット配信は有効であるが、登録率が7割程度のため、広報紙やSNSにおいても定期的に接種忘れを注意喚起する記事を投稿していく。 |
| 三鷹市 | 92.9 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入手続き時に提出してもらう書類(右記に記載の連絡票)の提出がないと、転入者の接種状況の把握ができず、必要な方に予診票を送付できないケースがあることが課題。 備考:転入前の接種歴及び健診受診状況を把握するための連絡票を、転入手続きの際に窓口で渡し、提出いただくようにしている。あわせてホームページ(転入者むけのご案内)でも連絡票の提出は呼びかけている。 | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 接種開始時期だけでなく、第2期と同じように接種時期終了前(生後1歳10か月頃など)にもアプリを用いた再勧奨(プッシュ通知)を行う。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 同上 | | |
| 青梅市 | 107.9 | 3.個別通知の手段 | 市健康センターで行う1歳6か月健診の際に必ず予防接種歴の確認。その時点で接種していない方に対して接種勧奨を行い、予診票を紛失してしまった方についてはその場で再発行を行う。これにより、打ち忘れをある程度防ぐことができた。と考える。 | 3.個別通知の手段 | 市健康センターで行う1歳6か月健診の際に必ず予防接種歴の確認。その時点で接種していない方に対して接種勧奨を行い、予診票を紛失してしまった方についてはその場で再発行を行う。 |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

資料 8-2

2(1). 麻しん風しん予防接種第1期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|---------------------------|---|----------------------------|---|
| 府中市 | 95.6 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種対象者については転入届受理後、乳児医療証を担当する部署で、予防接種予診票の入手方法を記載した案内を配布している。接種の開始時期が近づいたら予診票を一斉発送しているため、一斉発送の対象時期を過ぎている場合は、当課の窓口にて予診票を手渡すか個別に郵送、または医療機関に予備があればそちらを使用してもらっている。 | 11.その他 (外国籍の住民への対応) | 予防接種モバイルサービスは外国語に対応するため、英語・韓国語・中国語(簡体字)・中国語(繁体字)等の翻訳機能を搭載している。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者の予防接種対象者については転入届受理後、乳児医療証を担当する部署で、予防接種予診票の入手方法を記載した案内を配布している。接種の開始時期が近づいたら予診票を一斉発送しているため、一斉発送の対象時期を過ぎている場合は、当課の窓口にて予診票を手渡すか個別に郵送、または医療機関に予備があればそちらを使用してもらっている。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 麻しん風しんの定期予防接種対象時期を逸失した乳幼児及び児童に対し、任意予防接種として接種機会の提供を行っている。対象者は、2歳から定期接種2期の対象となる前までの間にある幼児及び、小学校1年生から6年生までの児童。令和5年度も継続して実施し、更なる接種率の向上を図っていく。 |
| 昭島市 | 95.5 | 11.その他 (予診票取得手段) | 接種率が98%を超えているが、その理由としては、出生時や転入時にお渡ししている予診票綴りの中にMR1期が含まれていることで、今後接種しなければならぬ予防接種として認識されやすいためであると考えられる。 | 11.その他 (予診票取得手段) | 令和4年度の予診票取得手段を継続し、高い接種率の維持に努める。 |
| 調布市 | 92.3 | 1.個別通知の時期・回数 | 第1期については接種率が95%以上であるため、個別通知の時期や回数は適切であったと考えられる。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 毎月の定例発送の抽出日において把握できなかった転入者については、別途抽出し、継続して個別発送を行う。 |
| | | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 第1期については接種率が95%以上であるため、転入者に対する個別通知の発送も1つの要因であったと考えられる。 | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 母子手帳や接種履歴を記した書類がない方には、口頭で接種状況を把握し、接種の案内を行う。 |
| 町田市 | 91.2 | 1.個別通知の時期・回数 | 1歳0か月時、および1歳6か月時に勧奨することにより接種忘れを抑制できている(1歳6か月は乳児健診の案内に同封)。 | 2.個別通知の内容の見直し | 個別通知の文言やデザインを修正し、より接種を促す内容にする。 |
| | | 6.その他情報発信の手段 | 予防接種スケジュール管理システム(ブラウザ・アプリ)での情報発信で接種忘れを抑制できている。 | | |
| 小金井市 | 89.8 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 令和3年の93.5%から微増となったが、いまだ95%には達していない。コロナによる接種控えがあったのではないかと推測している。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 1期の未接種には、2期前まで接種機会を確保している。 |
| 小平市 | 98.3 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入届を受理する部署で、予防接種の交付申請書を渡している。申請がない限り、予診票を渡す術がない。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 上記と同じ | | |
| 日野市 | 95.5 | 2.個別通知の内容 | 南多摩5市での他市での接種が有効であり、引き続き継続していく。 備考: ※個別通知内にファーストパースデーのチラシを同封している。 | 2.個別通知の内容 | 引き続き個別勧奨通知にて周知、継続していく。 |
| 東村山市 | 83.3 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 接種のタイミングによるものと思われる。 | 11.その他 () | 令和4年度の接種率が95%を達成しているので例年通りの対策を行いたい。 |
| 国分寺市 | 96.1 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 新たに1歳6か月健診で案内のチラシを配布することとした。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | スマートフォンアプリ等でも接種勧奨通知を発信することを検討する。 |
| | | 5.その他情報発信の内容 | 新たに1歳6か月健診で配布し始めた案内チラシの内容を工夫した。 | | |
| 国立市 | 86.2 | 1.個別通知の時期・回数 | 1歳の誕生月の1ヶ月前に個別に通知を行っている。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 転入者には転入の手続きの後、子育て支援部署への案内を行っており、必要な周知を行っている。一方で、窓口時間外の転入手続きや転入届を提出しない方、郵送で提出の方などは周知が充分に行われない可能性があるため、転入者情報と実際に手続きをした方の照らし合わせが必要である。 |
| 福生市 | 89.5 | | | | |
| 狛江市 | 95.6 | 9.海外出生者の転入時の取組 | 住民票のある方へは予診票を送付。読み書きが困難な方への周知が課題 | 6.その他情報発信の手段の見直し | スマートフォンアプリ導入による周知 |
| 東大和市 | 95.6 | 1.個別通知の時期・回数 | 東大和市では、予診票を標準的な接種期間開始時期(1歳)に合わせて、予診票を送付している。毎月1歳10~11か月の時期に、勧奨はがきを送付し、接種期間を逃さないよう対応したが、コロナ禍における受診控えがあったため。 備考: 令和4年度の接種率93.8%であった。 | 1.個別通知の時期・回数を見直し | 東大和市では、予診票を標準的な接種期間開始時期(1歳)に合わせて、予診票を送付している。第1期の接種率95%を達成するために、引き続き、毎月1歳10か月に達する時期に、勧奨はがきの内容を工夫して送付し、接種期間を逃さないよう対応していく。 |
| | | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をし、予防接種主管課では、母子手帳等でこれまでの接種歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行したが、案内が不十分であった。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付した。 | 2.個別通知の内容の見直し | 紛失、転入等で予診票の再発行が必要な場合、オンラインで申請することで、市から予診票を郵送する。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をし、予防接種主管課では、母子手帳等でこれまでの接種歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行したが、案内が不十分であった。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付した。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | R4年度に引き続き、転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をしている。予防接種主管課では、母子手帳等でこれまでの接種歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行している。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付している。 |
| | | | | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | R4年度に引き続き、転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をしている。予防接種主管課では、母子手帳等でこれまでの接種歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行している。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付している。 |
| 清瀬市 | 99.2 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 4月に市報にて健康特集号にて予防接種全般を記載することで発信 備考: 添付ファイル参照② |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。翻訳機を利用して説明を行う。 | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。翻訳機を利用して説明を行う。 |
| | | | | 11.その他 (未接種者に対する勧奨個別通知) | 対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防いでいる。 備考: 添付ファイル参照① |
| 東久留米市 | 90.1 | 11.その他 () | 多子家庭等だと一人ひとりの管理が難しくなるため、接種期限を強調し、一目でわかりやすい通知にする | 2.個別通知の内容の見直し | 接種期限を強調する |
| 武蔵村山市 | 96.0 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 麻しん・風しんの接種率向上に向けて連携を取っておらず、1歳6か月児健診時に未接種者がどのくらいいるのかどうかも把握できていない。 | 11.その他 (他部署との連携) | 予防接種担当部署と1歳6か月児健診担当部署が分かれており、建物も異なることから、令和4年度の実績を受け、1歳6か月児健診担当部署に改めて健診時での声かけ、未接種者の状況照会を行う。 |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(1). 麻しん風しん予防接種第1期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|---------------------------|--|------------------------|---|
| 多摩市 | 93.0 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 毎月、個別通知の未発送者を抽出して、個別通知を送付している。 | 5.その他情報発信の内容の見直し | 対象者にわかりやすい情報を届けられるように、ラインの内容を変更した。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 毎月、個別通知の未発送者を抽出して、個別通知を送付している。 | | |
| | | 11.その他(個別通知が返送されてきた場合の対応) | 地区担当の保健師と連携して、個別通知が返送されてきた方にも通知を届けている。 | | |
| 稲城市 | 87.8 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 保護者から依頼があれば、母子手帳確認後に渡している。 | 4.その他情報発信の時期・回数の見直し | 麻しんの流行もあり、広報掲載回数を増やす。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 保護者から依頼があれば、母子手帳確認後に渡している。 | | |
| 羽村市 | 87.2 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者へは、転入届を受理する部署で、必要な手続き(一覧表)について案内している。多くの方はそれを確認し、予診票の受け取りに来所されるが、来所されない方については、集団健診等の機会でもないとこちらから予診票をお渡しすることができない。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 市公式サイト、広報誌に加えて、メール配信サービス、市公式Twitter、1歳児教室で再案内など、情報発信手段を増やす。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 同上。 接種履歴については、母子健康手帳やそれに代わるもので確認している。お持ちでない場合は、口頭で確認している。 | | |
| | | 6.その他情報発信の手段 | 個別通知の他に、市の広報に年2回予防接種に関する記事を掲載しているのと、市公式サイトでは年間を通じて案内をしている。 市の広報は、全戸配布しているものの読まない方は読まないの、周知の効果としては低いと感じている。 | | |
| あきる野市 | 89.4 | 1.個別通知の時期・回数 | 第1期の接種年齢が、1歳から2歳という他の定期予防接種も多い時期のため、第2期に比べて接種を忘れにくい状況があると考えます。 | 5.その他情報発信の内容の見直し | 市広報等の周知内容を工夫する予定。 |
| | | 5.その他情報発信の内容 | 市広報等で周知した。 | | |
| 西東京市 | 91.0 | 1.個別通知の時期・回数 | 3歳頃までは予防接種に対する意識が高いのではないか | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 未接種者を対象にした一部補助事業を引き続き実施する。 |
| | | 3.個別通知の手段 | これまで行っていなかった、2歳相談会案内への同封を行ったことにより、接種漏れに気付いてもらうことができたのではないかと。 | | |
| 瑞穂町 | 96.4 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 生後2か月児に各予診票を冊子の形で個別送付しており、対象者(1歳になる前月末)に接種勧奨はがきを送付した。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 接種記録の確認を行う際に、未接種の場合は予診票を渡し接種勧奨している。 |
| | | | | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 接種記録の確認を行う際に、未接種の場合は予診票を渡し接種勧奨している。 |
| 日の出町 | 90.5 | 11.その他(接種率について) | 母数が少ないので転入転出の影響が顕著に現れる | 11.その他(現行通り) | 令和4年度と同様 |
| 檜原村 | 87.5 | 11.その他(接種拒否者への対応) | 母数が少なく、予防接種および接種勧奨自体を拒否する住民が一定数いるため、接種率が低迷している。 | 2.個別通知の内容の見直し | 例年同様の個別勧奨通知を送付するが、接種拒否する家庭が接種の必要性を理解できる通知内容としていく。 |
| 奥多摩町 | 77.8 | | 接種率100%であった | | 昨年度同様の取り組みを継続する予定 |
| 大島町 | 85.1 | 1.個別通知の時期・回数 | 毎月1歳の誕生日前に個別郵送、ほとんどの世帯はすぐ接種し、やり方は問題ないと考ええる。前年度の10月1日を分母にすると、転入者の接種履歴が洩れると分母だけが大きくなり、接種率が大幅に下がる(人口が少ないので) | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 転入時の予防接種履歴を確認できるよう、転入手続き後母子手帳など接種履歴を確認。他部署にも担当課へ案内してもらうよう協力依頼する。HP・広報で周知。 |
| 利島村 | - | 7.管内医療機関での接種日や受付時間の拡大 | 小離島であり子供の人数が少ないため個別把握ができるため、案内等も直接行えるのでワクチン接種率は100%である。一方で診療所が1か所しかないため、接種日や時間が限られていることが課題である。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | Iターン者も多く子供たちの転入出が激しい。そのため、転入者へのワクチン接種の把握と推奨を個別に行っていく。 |
| 新島村 | 75.0 | 11.その他(特に無し) | 個別確認を実施し、接種率100%を継続する。 | 11.その他(個別通知の継続) | 全対象者に個別通知を発送、未接種の場合は電話にて追加の接種勧奨を実施し、接種率100%を継続する。 |
| 神津島村 | 100.0 | 11.その他() | ワクチンの接種を希望しない方がいるため | | |
| 三宅村 | 100.0 | | | | |
| 御蔵島村 | 100.0 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 医療機関と連携し未接種者(保護者)来院時に接種を推奨する |
| 八丈町 | 110.5 | | | | |
| 青ヶ島村 | - | 11.その他(施策は現状維持) | 対象者数が少ないため全数に対し保健師が面談している | 11.その他(100%達成見込み 現状維持) | 対象者数が少ないため全数に対し保健師が面談している |
| 小笠原村 | 93.8 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種の実施状況については面接を実施し、母子手帳にて確認している。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 乳幼児健診等で接種漏れ者を確認し、接種を促す。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 海外出生者に関しても面接を行い、母子手帳等で接種記録を確認している。 | | |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|---------------------------|---|----------------------------|--|
| 千代田区 | 97.1 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 勤奨の実施時期について間隔が空いてしまい、定期的な実施ができなかった | 2.個別通知の内容の見直し | チラシを同封するなど、封入物の質と量を向上させて内容の充実を図る |
| | | | | 4.その他情報発信の時期・回数 | より多い回数の接種勤奨や未接種者への啓発を、1年を通して定期的に実施する |
| | | | | 6.その他情報発信の手段の見直し | 情報発信に利用する媒体をより増やし、区民の目に触れる機会の増加を狙う |
| 中央区 | 95.5 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付している。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付する。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付している。 | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 接種履歴がない対象年齢者すべてに予診票を送付する。 |
| 港区 | 81.3 | 1.個別通知の時期・回数 | 小学校就学前年の4月に予診票とお知らせを送付しています。該当年齢に達している転入者の場合は申込制のため、転入時の周知が今後の課題です。 | | 同左 |
| | | 6.その他情報発信の手段 | みなと母子手帳アプリを使っている保護者には、忘れないように通知が届きます。アプリの普及率の向上が今後の課題です。 | | 同左 |
| 新宿区 | 91.3 | 5.その他情報発信の内容 | 外国籍の区民の場合、日本人と比べ、接種率が低下している傾向が見られるため、外国語による適切な情報発信が必要 | 11.その他(従前の取り組みは継続。改善措置は未定) | 従前の取り組みは継続予定であるが、接種率の向上に向けた取り組みは6月末時点で未定 |
| | | 6.その他情報発信の手段 | 外国籍の区民の場合、日本人と比べ、接種率が低下している傾向が見られるため、外国語による適切な情報発信が必要 | | |
| 文京区 | 96.0 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 明確なデータはないが、一定程度の接種控えがあると思われる。 | 11.その他(取組の継続) | 接種期間終了前の1月頃、未接種に対し接種勤奨はがきの送付を行う予定。 |
| | | | | 11.その他(取組の継続) | 幼稚園・保育園で接種勤奨チラシを配布してもらう。 |
| | | | | 11.その他(取組の継続) | 小学校の就学前健診の際に接種勤奨チラシを配布してもらう。 |
| 台東区 | 91.1 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者については、住民記録担当課での転入手続き後に、予防接種担当の窓口に来庁するよう案内しているところではあるが、転入時における関連部署での手続きに係る時間が長時間化する等の理由により、転入手続きの流れで来庁されない者が一定数おり、転入時に接種状況の確認が取れないケースがある。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 台東区で接種歴の確認が取れていない者のうち、新型コロナウイルス感染症流行下に接種期限を迎えた者に対して、任意接種費用助成制度の案内はがきを送付。 備考:新型コロナウイルス感染症による接種控えをしていた者にその旨申し出いただくよう記載し、一定期間はコロナ延長を認める。 |
| | | 11.その他(何らかの理由で接種を希望しない者) | 度々の個別勤奨によっても接種を受けない者が一定数おり、接種率の向上を図る上での課題となっている。 | | |
| 墨田区 | 94.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入手続きを本庁舎で行った場合はワンストップで対応可能となるが、出先機関(出張所など)で手続きを行った場合には改めて区役所に来庁いただくかデジタル申請で行う形となるため予診票を受け渡すタイミングが遅れてしまう。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 母子手帳がない方には、口頭または接種記録を確認できる書類等で接種状況を把握している。海外で接種した海外製のワクチンが統計に入れることができないため、接種率低下の一因となっている。 | | |
| | | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 新型コロナまん延による接種控えにより、標準的なスケジュールで接種をすることができなかった対象者が一定程度想定される。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 標準的なスケジュールで接種を行うことの必要性をお知らせするとともに、後述2(3)などの制度の活用により接種が漏れてしまった方への接種を進めていく。 |
| 江東区 | 94.4 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控えにより、年々接種率が低下している。他の定期接種ワクチンについても同様の傾向が見られる。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 新型コロナウイルスによる接種期間延長措置を令和6年度末まで引き続き実施し、接種率向上を図る。HPIによる周知や、医療機関あて事務連絡の発出等を行っている。 |
| 品川区 | 93.8 | 11.その他(全般) | MR2期が未接種者である児のこれまでの接種歴を確認したところ、出生から一度もワクチンを受けていない群と途中から予防接種を受けなくなった群に大分された。予防接種に行かなくなった理由としては、ワクチン接種に対する不安や忌避、予診票の紛失、仕事等が多忙で連れて行かなかった等が考えられる。 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 令和4年度 東京都麻しん・風しん対策会議提言にもあった「就学前教育施設(幼稚園・保育施設)で啓発ちらしの配布」を新たに実施し、さらなる接種促進を図る。 |
| | | 11.その他(新型コロナウイルス流行の影響) | 新型コロナウイルス6波(令和4年1月1日から3月31日)に起因する接種控えが発生し、例年接種が多い予診票発送直後の4~5月の接種件数が前年比で7割程度に留まり、その後も7波(7月1日から9月30日)等の影響により引き続き接種勤奨控えが継続したこと等により、接種率が前年度より大きく低下したと考えられる。 | | |
| 目黒区 | 87.3 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者については、保護者からの申し出により予診票を発行しているため、こちらからプッシュ型の通知が出来ていない。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 生後2歳以上から20歳の誕生日の前日までの麻しんに罹ったことがないかたで、今まで一度も麻しん予防接種を受けたことがないかた、または、麻しんに罹ったことがないかたで、麻しん予防接種を1回しか受けていないかたを対象に公費によるMRワクチンの任意接種を行っている。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者については、保護者からの申し出により予診票を発行しているため、こちらからプッシュ型の通知が出来ていない。 | | |
| 大田区 | 91.6 | 1.個別通知の時期・回数 | 第1期同様、個別の勤奨通知を年2回実施しているが、接種率91.1%にとどまった。要因については、対象児の保育園等の通園、併せて保護者の就業等の要因も合わせ医療機関への受診機会の減少も一因かと考える。 | 1.個別通知の時期・回数 | 令和4年度同様、個別通知については年2回を予定。併せて、保育園等を経由して保護者宛のチラシの配布や、医療機関等の関係各所へのポスター掲示を検討する。 |
| | | | | 2.個別通知の内容 | 例年行っているが、内容について更新されていないため、通知内容についても検討を行う。 |
| 世田谷区 | 92.7 | 2.個別通知の内容 | 勤奨通知の内容が古いままで、見直しがされていない。 | 2.個別通知の内容 | 勤奨通知の文言、デザイン等を、危機感が強く伝わるものに修正する。 |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|---------------------------|---|-----------------------|---|
| 渋谷区 | 87.4 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入届出時にチラシ(予防接種の一覧)を配付しているのみ、予診票の発行は申し出によるので全員に行き渡らず、課題である。 備考:転入を受け付ける窓口(所管部署)が異なるため、連携に課題がある。 | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 予診票など各書類を外国語標記で案内できるよう、検討を開始予定である。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入届出時にチラシ(予防接種の一覧)を配付しているのみ、予診票の発行は申し出によるので全員に行き渡らず、課題である。 備考:転入を受け付ける窓口(所管部署)が異なるため、連携に課題がある。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 医療機関にポスターを掲示する。 |
| | | 11.その他(外国籍の住民への対応) | 予診票など各書類の外国語標記をしておらず、案内が不十分であり課題である。 | | |
| 中野区 | 97.9 | 1.個別通知の時期・回数 | 接種可能時期に個別に予診票を送ることで、忘れず接種することができる。 | 2.個別通知の内容の見直し | 予診票と同封している案内文を見やすいように修正する。 |
| 杉並区 | 94.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入を受け付ける窓口が異なるため、予診票の手渡しができておらず課題となっている。転入の翌月に予診票が必要な方は予診票を取り寄せるようはがきで案内している。3月～5月転入者に対しては予診票を送付。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 区広報・ホームページに加え、SNSでの情報提供を検討している。 |
| 豊島区 | 92.9 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 接種率87.7%である。定量的なデータはないが、接種控えによる接種者減が懸念される。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 未接種者宛の勧奨ハガキの内容を、より接種の必要性が伝わる内容に見直しする。 |
| 北区 | 91.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者へ予防接種の接種歴を確認するお尋ねを個別送付し、回答に基づき接種が必要なワクチンについて予診票を個別送付している。 | 4.その他情報発信の時期・回数の見直し | 風しんの日に合わせて、広報誌へ接種勧奨や任意予防接種の事業を案内する。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者へ予防接種の接種歴を確認するお尋ねを個別送付し、回答に基づき接種が必要なワクチンについて予診票を個別送付している。 | | |
| 荒川区 | 95.3 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | | 6.その他情報発信の手段の見直し | コロナの流行を受けて接種期限の延長を行っている旨を窓口及びHPで周知していたが、5類移行に伴い年度内で延長対応を終了するため、周知方法にメールマガジン、子育てアプリ、区内協力医療機関へのポスター掲示を加え、早期の接種を促していく予定である(他の定期接種と共通して実施) |
| 板橋区 | 95.2 | 5.その他情報発信の内容 | MR2期については、毎年1期と比べると接種率が下がる傾向にある。幼年期の予防接種のように様々なワクチンの接種時期が連続しているわけではないので予診票の発行以降も接種勧奨にかかる情報発信を考える必要がある。 | 5.その他情報発信の内容の見直し | 予診票の発行以降に接種勧奨する機会としては、個別の勧奨ハガキの発送や予防接種週間におけるチラシの配布等がある。、文面や構成を再構築することで勧奨効果の向上が期待できるか再考したい。 |
| 練馬区 | 94.6 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 転入手続きを行う区民事務所に依頼し、転入者向けに予防接種の案内を配布する。 |
| | | | | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 転入手続きを行う区民事務所に依頼し、転入者向けに予防接種の案内を配布する。 |
| 足立区 | 90.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種対象者の接種状況については、転入届受理する部署で各保健センター及び保健予防課にて手続きが必要である旨案内している。転入者の予診票発行は、窓口の他、郵送による申請でも受け付けている。年間で転入者数は486件(窓口・郵送申請の転入者全件数)になる。(国内、海外含む) 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種対象者の接種状況については、転入届受理する部署で各保健センター及び保健予防課にて手続きが必要である旨案内する。転入者の予診票発行は、窓口の他、郵送による申請でも受け付ける。 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 現地母子健康手帳で接種歴を確認及び取得のうえ、必要な予診票を発行している。すでに接種歴がある場合は、日本で同ワクチンの接種を希望するかの意思確認も行ったうえで対応している。年間で転入者数は486件(窓口・郵送申請の転入者全件数)になる。(国内、海外含む) 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 | 9.海外出生者の転入時の取組 | 現地母子健康手帳で接種歴を確認及び取得のうえ、必要な予診票を発行する。すでに接種歴がある場合は、日本で同ワクチンの接種を希望するかの意思確認も行ったうえで対応する。 備考:手続きにお越しにならない方がいる。 |
| | | 11.その他(期限切れに対する任意制度) | 期間が一年間しかないため、接種を忘れてしまい期限が切れてしまったと区民から問合せをいただくことがある。期限が過ぎた場合は、任意公費助成制度を利用してもらい、区民の負担なく接種ができるよう取り組んでいる。 備考:任意公費助成制度は定期接種ではないため、定期接種の接種件数に計上できなくなる。 | 11.その他(期限切れに対する任意制度) | 期間が一年間しかないため、接種を忘れてしまい期限が切れてしまったと区民から問合せをいただくことがあるため、期限が過ぎた場合は任意公費助成制度を利用してもらい、区民の負担なく接種ができるよう取り組む。 備考:任意公費助成制度は定期接種ではないため、定期接種の接種件数に計上できなくなる。 |
| 葛飾区 | 93.9 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 保護者から予診票の発行依頼等があった際にMRの接種歴を母子手帳から確認しているが、保護者から依頼が無い場合は接種歴を把握することができない。転入手続きの窓口で転入者向けのお知らせを配布し、予診票発行の案内をしている。MR2期を逃している場合は、区単独の任意予防接種でフォローしている。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 保護者から予診票の発行依頼等があった際に、海外でのMRの接種歴を証明書や母子手帳から確認しているが、保護者から依頼が無い場合は接種歴を把握することができない。転入手続きの窓口で転入者向けのお知らせを配布し、予診票発行の案内をしている。MR2期を逃している場合は、区単独の任意予防接種でフォローしている。 | | |
| | | 11.その他(接種率低下の理由) | 不明 | 11.その他(令和5年度予定) | 1(2)の回答と同様、例年実施している取り組みを継続して実施予定。 |
| 江戸川区 | 94.3 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 定量的なデータはないが、接種控えに対する懸念ではないかと推測する。 | 2.個別通知の内容の見直し | 文言、デザイン等を、危機感が伝わるものに修正する。 |
| 八王子市 | 96.0 | 1.個別通知の時期・回数 | 新たに接種対象となる4月と4か月後に接種期間が終了となる12月に個別通知を送付しているため。 | | |
| 立川市 | 92.5 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 例年より広報掲載回数が少なくなかったため、周知不足が考えられる | 4.その他情報発信の時期・回数の見直し | 例年通り、年4回程度広報に掲載する |
| | | 1.個別通知の時期・回数 | 未接種者への勧奨ハガキを送付したことで、95%には届かなかったが接種率の回復を図ることができた。 | | |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|---------------------------|---|-----------------------|--|
| 武蔵野市 | 91.3 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入時に市民課窓口で予防接種全体に関する案内を配付しているが、個別通知は行っていないため、申請がない場合は予診票送付ができていない。特に第2期対象者は保健センターで関わる機会がないため、申請がない場合の接種履歴の把握が難しい。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 転入者への案内について、他に効果的な方法がないか検討する。 |
| 三鷹市 | 94.8 | 2.個別通知の内容 | 個別に送付する勸奨チラシの文言やデザインをほとんど見直せておらず、個別通知の効果が十分出せていないのではという懸念がある。 | 2.個別通知の内容の見直し | MR第2期の接種率がR3比で2%以上下回ってしまったので、勸奨チラシの文言やデザイン等を、危機感が強く伝わるものに修正する。 |
| 青梅市 | 94.1 | 1.個別通知の時期・回数 | 令和4年度は10月に未接種者への勸奨を行ったが、接種期間の終期まで余裕を持たせすぎたためか目標の接種率まで達することができなかった。 | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 令和5年度において、MRⅡ期の未接種者への勸奨を行うタイミングを1月ごろに設定し、接種できる期間が残り少ないのですぐに接種してもらうようはたらきかける形をとる。 |
| | | | | 5.その他情報発信の内容の見直し | 就学時健診の際に配布するチラシの内容見直しを行い、保護者に対しMRワクチンの接種が重要であることを理解してもらい接種につなげられるようにする。 |
| 府中市 | 94.3 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種対象者については転入届受理後、乳児医療証を担当する部署で、予防接種予診票の入手方法を記載した案内を配布している。接種の開始時期が近づいたら予診票を一斉発送しているため、一斉発送の対象時期を過ぎている場合は、当課の窓口にて予診票を手渡すか個別に郵送、または医療機関に予備があればそちらを使用してもらっている。 | 11.その他(外国籍の住民への対応) | 予防接種モバイルサービスは外国語に対応するため、英語・韓国語・中国語(簡体字)・中国語(繁体字)等の翻訳機能を搭載している。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者の予防接種対象者については転入届受理後、乳児医療証を担当する部署で、予防接種予診票の入手方法を記載した案内を配布している。接種の開始時期が近づいたら予診票を一斉発送しているため、一斉発送の対象時期を過ぎている場合は、当課の窓口にて予診票を手渡すか個別に郵送、または医療機関に予備があればそちらを使用してもらっている。 | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 麻しん風しんの定期予防接種対象時期を逸失した乳幼児及び児童に対し、任意予防接種として接種機会の提供を行っている。対象者は、2歳から定期接種2期の対象となる前までの間にある幼児及び、小学校1年生から6年生までの児童。令和5年度も継続して実施し、接種率の向上を図っていく。 |
| | | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 新型コロナウイルス感染症の流行以前より、令和4年度の接種率は低かった。95%以上の接種率達成に向けて、救済制度や延長制度等の周知と勸奨を継続して実施していく。 | 11.その他(未接種者の確認及び勸奨) | 保護者の目に留まり易いように未接種者へはがきでの勸奨を継続し、接種率の向上を図っていく。 |
| 昭島市 | 95.2 | 1.個別通知の時期・回数 | 接種対象年度となる前の3月に初回の通知を、接種対象年度の1月に再通知を行っているが、1期の接種率が98%であるのに対し、2期の接種率は92%にとどまっている。 | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 1月に行っていた再通知の時期を9月に早め、接種期間に十分な時間的余裕をもたせる。 |
| 調布市 | 94.1 | 11.その他(要因は不明) | 対象者へは個別通知を行い、例年1月には未接種者への勸奨通知を行っている。また、市報等による広報も行っており、第2期の接種率が95%未満の直接の原因は不明である。ただし、法定外で接種をされる方もいるため、法定外接種による助成の取組を継続していく。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 毎月の定例発送の抽出日において把握できなかった転入者については、別途抽出し、個別発送を行う。 |
| | | | | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 母子手帳や接種履歴を記した書類がない方には、口頭で接種状況を把握し、接種の案内を行う。 |
| 町田市 | 95.5 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 定量的なデータはないが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控えが考えられる。 | 2.個別通知の内容の見直し | 個別通知の文言やデザインを修正し、より接種を促す内容にする。 |
| 小金井市 | 93.5 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 令和3年の94.6%から約3%の減となった。コロナによる接種控えがあったのではないかと推測している。 | 11.その他() | 12月末時点で未接種の人を対象に接種勸奨のはがきを発送する。 |
| 小平市 | 91.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入届を受理する部署で、予防接種の交付申請書を渡している。申請がない限り、予診票を渡す術がない。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 上記と同じ | | |
| 日野市 | 93.8 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | 対象者のコロナウイルス感染症の流行による外出の自粛など | 2.個別通知の内容の見直し | 引き続き、個別勸奨通知にて周知・継続していく。 |
| 東村山市 | 91.1 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 接種率の上昇には年度末に再々勸奨を行った影響があると考えている。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 勸奨のタイミングについて再考する。 |
| 国分寺市 | 93.0 | 2.個別通知の内容 | 十分な回数、通知の発信をしているが、接種率が向上しないため、内容に問題がある可能性があると考えられる。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 市内保育園・幼稚園へ、ほけんだよりへの掲載依頼を行うことを検討する。また、他に情報発信をする手段がないか検討する。 |
| | | | | 2.個別通知の内容の見直し | 接種に行かなければと思うような内容に変更する。 |
| 国立市 | 89.5 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者には転入届の手続きの後、子育て支援部署への案内を行っており、必要な周知は行っている。一方で、窓口時間外の転入手続きや転入届を提出しない方、郵送で提出の方、などで提出の方に関しては子育て支援施策の周知が充分に行われない可能性があり課題となっている。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 転入者には転入届の手続きの後、子育て支援部署への案内を行っており、必要な周知を行っている。一方で、窓口時間外の転入手続きや転入届を提出しない方、郵送で提出の方などは周知が充分に行われない可能性があるため、転入者情報と実際に手続きをした方の照らし合わせが必要である。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 海外で接種した海外製のワクチンは統計に入れることができないため、接種率低下の遠因となっている。 | | |
| 福生市 | 93.6 | | | | |
| 狛江市 | 92.4 | 9.海外出生者の転入時の取組 | 住民票のある方へは予診票を送付。読み書きが困難な方への周知が課題 | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 上半期の接種状況を踏まえた接種勸奨を実施予定 |
| 東大和市 | 99.9 | 1.個別通知の時期・回数 | 東大和市では、予診票を標準的な接種期間開始時期(小学校に入学する前年度の1年前)の4月に合わせて、予診票を送付し、毎年1月頃(3月末で接種期限が切れるその2か月前を目安)に、勸奨はがきを送付し、接種期間を逃さないよう対応した。 備考:令和4年度の接種率95.1%であった。(達成) | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 麻しん風しん定期接種第2期については、接種率が95パーセント以上保持できているので、引き続き、令和4年度と同様の予診票と勸奨はがきを送付し、接種期間を逃さないよう対応していく。 |
| | | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をし、予防接種主管課では、母子手帳等で今までの接種履歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行した。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勸奨通知を送付した。 | 2.個別通知の内容の見直し | 紛失、転入等で予診票の再発行が必要な場合、オンラインで申請することで、市から予診票を郵送する。 |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の取組(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|-----------------------|---|--|---|
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をし、予防接種主管課では、母子手帳等で今までの接種歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行した。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付した。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | R4年度に引き続き、転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をしている。予防接種主管課では、母子手帳等で今までの接種歴を確認し、接種可能なワクチンの予診票を発行している。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付している。 |
| | | | | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | R4年度に引き続き、転入手続きの主管課にて、予防接種対象の年齢の子がいる場合に、予防接種担当課に行くよう案内をしている。また、転入者を含め当市に接種記録がない場合は勧奨通知を送付している。 |
| 清瀬市 | 97.0 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。 | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。翻訳機を利用して説明を行う。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 転入者については、同課の子育て支援係(子の医療券発行部署)の手続きと同時に予防接種担当窓口にご案内頂くことを徹底して頂いている。立ち寄りがない場合、保護者の電話番号を確認し、直接保護者に電話をして来庁を促す。また、対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで未接種での年齢超過を防ぐ。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 「子どもの予防接種週間」について市報とホームページにて発信 |
| | | | | 11.その他(未接種者に対する勧奨個別通知・就学時健診にてMR2期の勧奨案内を同封) | 対象者に未接種勧奨個別通知を行うことで、未接種での年齢超過を防いでいる。また、9月に各学区校の就学時健診に合わせてMR2期の勧奨文を同封 |
| 東久留米市 | 94.5 | 2.個別通知の内容 | 接種期限を強調する | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 年3回の個別通知のタイミングがあるが増やすことを検討する |
| | | | | 2.個別通知の内容の見直し | 接種期限を強調と、周知方法を検討する |
| 武蔵村山市 | 94.9 | 1.個別通知の時期・回数 | 未接種者に対し12月に勧奨通知を行ったが、対象から外れてしまった4月以降に麻しん風しん定期接種第2期の問合せが数件あった。 | 1.個別通知の時期・回数の見直し | 未接種者に対し12月に勧奨通知を行う予定であるが、そのほか子ども子育て応援ナビ(アプリ)も活用し、効果的に広報する。 |
| 多摩市 | 96.0 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 前住地での接種件数を加算していないため | 5.その他情報発信の内容の見直し | 公式ラインによる情報発信 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 前住地での接種件数を加算していないため | 6.その他情報発信の手段の見直し | 地区担当の保健師と連携して、個別通知が返送されてきた方にも通知を届けている。 |
| 稲城市 | 92.6 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 保護者から依頼があれば、母子手帳確認後に渡している。 | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 対応なし |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 保護者から依頼があれば、母子手帳確認後に渡している。 | 4.その他情報発信の時期・回数の見直し | 麻しんの流行もあり、広報掲載回数を増やす。 |
| 羽村市 | 96.4 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者へは、転入届を受理する部署で、必要な手続き(一覧表)について案内している。多くの方はそれを確認し、予診票の受け取りに来所されるが、来所されない方については、未接種で1月に勧奨ハガキを送付するまでは特に何もしていない。 | | |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 第1期と同じ。 | | |
| | | 6.その他情報発信の手段 | 第1期と同じ。 | 6.その他情報発信の手段の見直し | 第1期と同じ。 |
| あきる野市 | 92.6 | 1.個別通知の時期・回数 | 第2期の接種年齢が、小学校入学前1年間という時期のため、第1期に比べると保育園・幼稚園に通っているなど、接種を受けにくい状況があると考えます。 | | |
| | | 5.その他情報発信の内容 | 市広報等で周知した。 | 5.その他情報発信の内容の見直し | 市広報等の周知内容を工夫する予定。 |
| 西東京市 | 93.6 | 1.個別通知の時期・回数 | 3歳頃までは予防接種に対する意識が高いのではないかと | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 未接種者を対象にした一部補助事業を引き続き実施する。 |
| | | 3.個別通知の手段 | これまで行っていなかった、2歳相談会案内への同封を行ったことにより、接種漏れに気付いてもらうことができたのではないかと。 | | |
| 瑞穂町 | 88.5 | 5.その他情報発信の内容 | 令和4年度当初に予診票を送付した対象者のうち、未接種者(1月時点)に接種勧奨はがきを送付した。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 接種記録の確認を行う際に、未接種の場合は予診票を渡し接種勧奨している。 |
| | | | | 9.海外出生者の転入時の情報提供 | 接種記録の確認を行う際に、未接種の場合は予診票を渡し接種勧奨している。 |
| 日の出町 | 86.2 | 1.個別通知の時期・回数 | 一昨年の状況を受け勧奨回数増加したが目標に至らず | 6.その他情報発信の手段の見直し | メールによる接種勧奨を、実施する。 |
| 檜原村 | 57.1 | 11.その他(接種拒否者への対応) | 母数が少なく、予防接種および接種勧奨自体を拒否する住民が一定数いるため、接種率が低迷している。 | 2.個別通知の内容の見直し | 例年同様の個別勧奨通知を送付するが、接種拒否する家庭が接種の必要性を理解できる通知内容としていく。 |
| 奥多摩町 | 100.0 | | 接種率100% | | 前年度同様の取り組みを継続する予定 |
| 大島町 | 97.7 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入時の予防接種歴を確認できるよう、転入手続き後母子手帳など接種歴を確認。他部署にも担当課へ案内してもらうよう協力依頼する。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 転入時の予防接種歴を確認できるよう、転入手続き後母子手帳など接種歴を確認。他部署にも担当課へ案内してもらうよう協力依頼する。HP・広報で周知。 |
| 利島村 | 100.0 | 7.管内医療機関での接種日や受付時間の拡大 | 小離島であり子供の人数が少ないため個別把握ができるため、案内等も直接行えるのでワクチン接種率は100%である。一方で診療所が1か所しかないため、接種日や時間が限られていることが課題である。 | 8.国内の区市町村からの転入者への情報提供 | 1ターナーも多く子供たちの転入出が激しい。そのため、転入者へのワクチン接種の把握と推奨を個別に行っていく。 |
| 新島村 | 87.5 | 11.その他(特に無し) | 個別確認を実施し、接種率100%を継続する。 | 11.その他(個別通知の継続) | 全対象者に個別通知を発送、未接種の場合は電話にて追加の接種勧奨を実施し、接種率100%を継続する。 |

2. 麻しん風しん予防接種第1期および第2期接種率95%達成に向けて

資料 8-2

2(2). 麻しん風しん予防接種第2期

| 区市町村名 | 接種率 (%) | 令和4年度実績を受けての課題・要因 | 課題の背景、要因の分析等(自由記載) R4実績 | 令和5年度の実施(予定含む) | 取組の詳細、その狙い等(自由記載) R5計画 |
|-------|---------|---------------------------|--|-------------------|------------------------------|
| 神津島村 | 100.0 | 11.その他 () | ワクチンの接種を希望しない方がいるため | | |
| 三宅村 | 100.0 | 4.その他情報発信の時期・回数 | 対象期間内の年明け時点で未接種者の方に電話連絡での勧奨をする。 | | |
| 御蔵島村 | 100.0 | 10.新型コロナウイルス感染症の流行に伴う接種控え | | 10.接種漏れ者への接種機会の提供 | 医療機関と連携し未接種者(保護者)来院時に接種を推奨する |
| 八丈町 | 98.3 | | | | |
| 青ヶ島村 | 100.0 | 11.その他 (現状維持) | 令和4年度実績は、対象者1名に対し実施0名。対象者数が少ないため全数に対し保健師が面談して予防接種勧奨等も行ってはいる。 | 11.その他 (現状維持) | 対象者数が少ないため全数に対し保健師が面談している |
| 小笠原村 | 100.0 | 8.国内の区市町村からの転入者への取組 | 転入者の予防接種の実施状況については面接を実施し、母子手帳にて確認している。 | 11.その他 () | 接種率95%を達成できているため、特になし。 |
| | | 9.海外出生者の転入時の取組 | 海外出生者に関しても面接を行い、母子手帳等で接種記録を確認している。 | | |